鹿屋都市計画道路事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第１項の規定による都市計画事業の認可に関する図書の写しの送付を受けたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告し、同法第 62 条第２項の規定により当該図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和８年 10 月 27 日

鹿屋市長　　郷原　拓男

１　都市計画事業の種類及び名称
(1)　種類　鹿屋都市計画道路事業
(2)　名称　３・４・２号昭栄札元線

２　施行者の名称
鹿屋市

３　事務所の所在地
鹿屋市共栄町 20 番１号

４　事業地の所在
鹿屋市曽田町及び寿５丁目地内

５　事業施行期間
令和８年９月 14 日から令和 10 年３月 31 日まで

６　縦覧場所
鹿屋市建設部道路建設課